



Japan Association of Arbitrators

日本仲裁人協会会報

Japan Association of Arbitrators Bulletin

(社)日本仲裁人協会 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館内
TEL 03(3580)9870 FAX 03(3580)9899 <http://arbitrators.jp/>

第 8 号
2011 年 8 月

仲裁・ADR とガバナンス

日本スポーツ仲裁機構代表理事・日本 ADR 協会代表理事 道垣内 正人

1. はじめに

仲裁・ADR とガバナンスという本稿の表題は、仲裁・ADR 機関そのもののグッド・ガバナンスの確立と、ある組織の内部紛争の解決を第三者である仲裁・ADR 機関に委ねることによる当該組織のガバナンスの強化との 2 つを意味している（以下、仲裁・ADR は単に ADR といい、文脈により仲裁を含む場合と含まない場合とがある）。

日本スポーツ仲裁機構（JSAA）は、スポーツ界に対して、組織運営上のガバナンスの確立の必要を説き、その一環として、内部紛争の解決を第三者機関に委ねることの重要性を主張してきた。また、そのためには、わが身を振り返り、JSAA 自身のグッド・ガバナンスの確立にも注力してきたつもりである。さらに、昨年設立された日本 ADR 協会（JADRA）は、まさに ADR 機関のグッド・ガバナンスの確立をその目的のひとつとしている。

以下では、JSAA 及び JADRA について、その設立目的と活動を紹介しつつ、上記の 2 つの意味でのガバナンスとのかかわりについて触れていくこととする。

2. 日本スポーツ仲裁機構（JSAA）

(1) 設立

JSAA は、2003 年 4 月 7 日に産声をあげた。この日は、「鉄腕アトム」の誕生日とされる日で、「小さいけれど力持ち」を目指す JSAA にとってふさわしい船出であった。当初の予算額は約 1000 万円で、事務局は午後のミオープンという小さな体制でのスタートでありながら、立ち向かうのは、先輩・後輩の理不尽な関係が支配しがちな巨大なスポーツ界であり、そこには、競技者と団体との間のいわば内部紛争を外部の第三者が解決することを歓迎しない人々も多く存在していた。紛争処理をアウトソーシングすることは競技団体のガバナンスの健全化に繋がるとの説得はなかなか受け容れられないという状況であった。

そもそもスポーツ界の側からスポーツ紛争解決制度を作る必要があることが公式に提言されたの

は、1998年1月の「我が国におけるアンチ・ドーピング体制について」と題する日本オリンピック委員会（JOC）と日本体育協会（日体協）を中心とする協議会の報告書においてであった。これは、世界的なドーピングに対する規制強化の動きに対応して、日本でもアンチ・ドーピングの中心となる組織を設立して規制を強めていくべきことを提言するとともに、それに伴って発生することが予想されるドーピング検査結果に基づく出場停止等の処分の当否をめぐる争いを解決する第三者機関としての仲裁機関の設立を勧告するものであった。

これを受け、1999年12月、JOCに「スポーツ仲裁研究会」が設置され、具体的な検討が行われた。そして、1984年に国際オリンピック委員会（IOC）が「スポーツ仲裁裁判所」（Court of Arbitration for Sport : CAS）を設置し、ドーピング紛争のみならず、多くのスポーツ紛争の解決を手がけていることを参考として、日本での仕組み作りが議論され、日本商事仲裁協会の商事仲裁規則などを参考に、日本にふさわしいと考えられるスポーツ仲裁規則案が起草された。

(2) 行政訴訟型の仲裁と自動受諾

上記の経緯から分かるように、当初のスポーツ界の関心はアンチ・ドーピング強化に伴う紛争の処理にあり、それ以外の紛争について外部機関にその処理を委ねるという発想はなかった。しかし、JSAAとしては、第三者機関として、スポーツ界のグッド・ガバナンスの確立に貢献できると考え、その方面での活動に重点を置いてきた。実際、これまでにドーピング紛争仲裁は2件のみであり（同一事件であるので実質は1件）、アスリートが競技団体に対して、代表選手選考、懲戒処分などの決定の取消しを求めた案件についての仲裁判断は13件を数えている。

ちなみに、JSAAには3つのタイプの紛争に対して、それぞれ別の仲裁規則が存在する。

第1は、いわば「行政訴訟型」のスポーツ紛争を対象とする「スポーツ仲裁規則」である。これは、競技者が申立人となって競技団体に対してその決定の取消し等を求める仲裁である（申立料金は5万円）。競技団体は、オリンピックその他の競技大会への派遣選手の選考や、その前段階としての強化指定選手の選考、さらには規則違反を理由とする懲戒処分などを行っているところ、その決定に競技者が不服を抱くことがある。しかし、上下関係を厳しく捉える団体役員がいれば、見直しの要求は容易には通らず、だからといって裁判所に提訴しても、そもそも「法律上の争訟」（裁判所法3条1項）でないとされて訴え却下に終わってしまう可能性が大きい。仮に提訴できたとしても、時間がかかってしまうと競技会も競技人生も終わってしまう。そこで、これを迅速に解決する仲裁が必要となる。

競技団体の決定が争われる案件のうち、少なくない割合のものは競技団体のガバナンスに起因するものであり、そのような場合には、このタイプの仲裁はガバナンスのあり方の適否が実質的な対象となり、その是正を促すことになる。もっとも、仲裁である以上、当事者間に仲裁合意があることが必要であるところ、紛争発生後の仲裁合意は成立しにくく、また、競技団体が仲裁に応ずるかどうか分からぬようでは、競技者も仲裁申立てをためらうことになってしまふ。そこで、競技団体がその決定に対して競技者から取消し等を求める申立てがあれば常に応諾する旨の「自動受諾条項」を予め採択しておくことが競技者の保護のために必要であり、また、予防的効果として、そのような手続の存在が競技団体の決定手続の適正化を促すことになると考えられる。本稿のテーマであるガバナンスの観点からは、自動受諾条項の採択が競技団体に広がっていくことが望ましいのである。

るが、現状は、上記の3団体とその加盟・準加盟団体に限っても47%程度しか自動受託条項を採択していない。

なお、本来であれば、草の根レベルのスポーツにおける競技者と団体との間の紛争も対象とすべきところであるが、JSAAの人的・財政的能力から処理可能な案件数には上限があり、現時点では、JOC・日体協・日本障害者スポーツ協会・各都道府県体育協会とその加盟・準加盟・傘下の団体に対する仲裁申立てだけがこの仲裁規則の対象となっている。

ちなみに、ガバナンスの問題とは直接関連しないが、JSAAには、上記の規則とは別に第2・第3のタイプの紛争、すなわち、「民事訴訟型」の紛争と「刑事訴訟型」の紛争に対応する仲裁規則もある。前者は、「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」であり、当事者に限定ではなく、スポーツに関する紛争であれば申立ての対象となる。これは、スポーツ・ビジネス紛争を念頭に置いた規則であり、申立料金・管理料金は日本商事仲裁協会と同額の設定となっている（実績はゼロ）。また、後者は、「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」であり、ドーピング検査の結果、クロ判定となり、日本ドーピング防止規則に基づいて設置された規律パネルから制裁の決定を受けた場合に競技者が申し立てるケースを典型例とする紛争を対象としている（申立料金は5万円）（実績は上記のとおり2件）。制裁処分が甘いと判断された場合には、世界アンチ・ドーピング機構や国際競技連盟も仲裁申立てをすることができる点で刑事手続に類似しており（相手方は競技者）、ドーピング規則違反に対しては世界が目を光らせているという状況にある。

（3）JSAAのガバナンス

2007年4月に「裁判外紛争解決制度の利用の促進に関する法律」（ADR法）が施行され、民間紛争解決手続を業として行う者からの申請に基づき、法務大臣が一定の要件を備えていると認めるときは、その業務を認証するという制度がスタートした。JSAAは、それまで仲裁だけを扱ってきたが、この法律に定める要件を意識して制度設計をし、2006年10月に「特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則」を施行した。そして、申請受付の初日に申請を行い、2007年7月に第1号として法務大臣認証を受け、「かいけつサポート」と名乗ることができようになった。

この認証を受けることとした第一の理由は、認証によってスポーツ界において一層の信頼を獲得できるのではないかと考えたことがあるが、これに加え、この認証がJSAAの組織運営の適正性を確保することに繋がると考えたからである。例えば、競技生活における大問題である案件を適正かつ迅速に解決してもらいたいという競技者の期待に応えるべきJSAAの事務処理にいささかでも不適切な点があってはならず、仮に一度でも不祥事が発生すれば、スポーツ仲裁という仕組み自体が致命的なダメージを受けるであろう。

JSAAのグッド・ガバナンスを維持し、日常業務についてのコンプライアンスを確保する仕組みとして、ADR法に基づく認証は費用対効果において有効な方法である（ちなみに認証を受けるための申請費用は145,000円）。たとえば、ADR法14条は、調停手続を実施する契約の締結に先立ち、当事者に手続に関する重要事項を記載した書面を交付して説明しなければならない旨定めている。このため、JSAAは調停規則の流れに沿って概略説明書を作成するとともに、事務局として手続の各段階で何をすべきかについてのマニュアルを作成した。これらの作成自体が事務局員にとって運営上の重要な事項の把握に役立ったことは明らかであり、また、これによって遺漏なき手続進行の確保が継続

的に確保されることになったと考えている。また、ADR 法 20 条による継続的な報告書の作成、同法 21 条による立入検査等は、継続的なグッド・ガバナンスの確保につながると思われる。

ちなみに、スポーツ紛争の中にも調停に向いているものがあり、この規則の存在はそれなりに役立っており、実際、コーチの雇用問題等 3 件の案件で和解が成立している。

3. 日本ADR協会（JADRA）

2010 年 9 月に設立された JADRA は、ADR に関する制度のあり方の検討や研究が大きな事業目的であり、たとえば 2011 年度は、ADR 法の見直しに向けたアンケートや調査・研究を精力的に行うこととなっていいるが（同法は 2012 年 4 月に附則 2 条に定める見直し時期となる）、もうひとつの大きな事業として、ADR 従事者、特に事務局員等に対する研修事業、ADR に関する業務を行う団体への利用者からの苦情の処理に係る事業など、ADR に対する社会の理解と信頼を醸成し、ADR 及びそれを支える制度の健全な振興を図ることを掲げている。

ADR 機関のグッド・ガバナンスのためには、上述のように、ADR 法に基づく法務大臣認証を受けることが有効である。したがって、JADRA としては、認証を受けていない団体に対しては認証を受けることを促すことになるであろうが、認証要件を満たすだけでは不十分である。JSAA を通じた経験に鑑みると、最初の問い合わせの電話等の連絡に対応する最前線の事務職員の研修が極めて大切である。また、モンスター相談者もいる以上、彼らの心のケアも必要である。このような窓口業務の健全化は ADR 機関の運営責任者の重要な責務であり、そのためには ADR 機関のガバナンスの強化が不可欠である。

4. おわり

冒頭に掲げた 2 つの意味での「仲裁・ADR とガバナンス」のうち、ADR 機関のガバナンスの問題はすべての ADR 機関に共通する課題であるが、ADR を通じたガバナンスの確立は、JSAA のような特殊なものにしか当てはまらないであろう。その特殊性は、JSAA が「特別権力関係」にある競技団体と競技者との間で、後者が前者の決定の取消し等を求めるタイプの紛争を対象としているところに起因している。

そして、そのような ADR の効用に鑑み、2011 年 6 月 24 日に公布されたスポーツ基本法にはスポーツ仲裁・調停に係る事項が盛り込まれた。すなわち、5 条 3 項は、「スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。」と、また、15 条は、「国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。」と定めている。これらの規定により、この法律の施行後は、たとえばスポーツ紛争についての JSAA のもとでの仲裁に自動受諾することを国から競技団体への補助金交付条件にするといったことも考えられ、そうなれば、JSAA にとって新たな時代の到来となる。この法律のもとで、競技団体のガバナンスが向上していくことを期待する。